



島根県報

平成16年 8 月24日 (火)

第 1 601 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	1
解除予定保安林	(")	1
公 告		
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	2
電子計算機端末装置 1 式及び部門サーバ 1 式の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	2
雑 報		
島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程	(")	3
正 誤		
平成16年 8 月10日付け島根県報号外第94号中	(会 計 課)	4

告 示

島根県告示第828号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 8 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡頓原町大字獅子502 - 2、506 - 3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第829号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 8 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
八束郡美保関町大字七類2512 - 2、3143 - 2、3143 - 3、3147 - 2
- 2 保安林として指定された目的
魚つき

- 3 解除の理由
下水道事業用地とするため

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
西郷都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 8月24日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

- 1 入札の件名
- (1) 入札の件名
電子計算機端末装置1式及び部門サーバ1式の賃貸借契約
- (2) 賃貸借物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成16年10月1日～平成17年3月31日
- (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。
- (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。
入札説明会は実施しない。
- 2 入札参加資格
- (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「借入品」、中分類「情報処理機器」に登載されているものであること。
- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 日本電気(株)製電子計算機(Acos i-PX 7600/108)と接続して終日使用するため、電子計算機との接続及び保守の能力を有し、24時間障害対応可能な連絡窓口を持ち、障害連絡を受けたときは速やかに復旧作業が可能な保守体制が確保できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成16年 9月 3 日までの間に、交付場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間とする。)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成16年 9月10日 (金) 11時30分

イ 場 所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階大会議室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成16年 9月 6 日17時00時までに、「入札にあたり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類」は入札説明書による。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

・詳細は入札説明書による。

雑 報

島根県警察本部告示第51号

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程 (昭和57年島根県警察本部長告示第 1 号) の全部を改正する。

平成16年 8月24日

島根県警察本部長 警視長 鎌 田 聡

島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、島根県警察において発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務 (以下「建設工事等」という。) に係る入札結果等に関する書類の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(入札結果等に関する書類)

第2条 この規程において「入札結果等に関する書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 発注する建設工事等ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類
- (2) 発注する建設工事等ごとの一般競争入札又は指名競争入札の経緯及び最終入札結果
(建設工事にあつては、一般競争入札又は指名競争入札の経緯、最終入札結果及び予定価格)を記載した書類
(閲覧所)

第3条 入札結果等に関する書類を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、警察本部警務部会計課等又は警察署に設置するものとする。

(閲覧の期間等)

第4条 入札結果等に関する書類を閲覧に供する期間は、第2条第1号に掲げる書類にあつては入札の指名通知の日から、同条第2号に掲げる書類にあつては入札の執行の日から、それぞれその日の属する会計年度の翌々年度の4月30日までとする。ただし、予定価格にあつては、契約を締結した日に同条第2号に掲げる書類に記載し、同日から閲覧に供するものとする。

2 入札結果等に関する書類の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(定期休日)

第5条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第6条 入札結果等に関する書類の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、警務部会計課長又は当該警察署長はその旨をあらかじめ警務部会計課又は警察署に掲示するものとする。

(閲覧の手續)

第7条 入札結果等に関する書類を閲覧しようとする者は、警務部会計課又は警察署に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名、閲覧しようとする書類の件名その他必要な事項を記入しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第8条 入札結果等に関する書類は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第9条 警務部会計課長又は警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程の規定又は係員の指示に従わない者
- (2) 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、平成16年8月24日から施行する。

正

誤

平成16年8月10日付け島根県報号外第94号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から12	1円未満	1銭未満